

# 第87回 定時株主総会 招集ご通知

2018年4月1日～2019年3月31日

## 日 時

2019年6月21日（金曜日）午前10時

## 場 所

東京都千代田区外神田二丁目16番2号

神田明神 明神会館

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

## 目 次

第87回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	
第4号議案 買収防衛策更新の件	
(添付書類)	
事業報告	29
計算書類等	61
監査報告書	68



日本ケミファ株式会社

証券コード：4539

(証券コード 4539)  
2019年5月31日

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目2番3号

**日本ケミファ株式会社**

代表取締役社長 山 口 一 城

## 第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田二丁目16番2号  
神田明神 明神会館  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第87期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類  
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第87期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 取締役7名選任の件  
**第3号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件  
**第4号議案** 買収防衛策更新の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱いいたします。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以 上

~~~~~  
 ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.chemiphar.co.jp/>)に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.chemiphar.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第87期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円

配当総額363,851,500円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 候補者属性                                                                                                                              | 氏名                  | 現在の当社における地位及び担当                                       | 取締役会出席回数（出席率） |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-------------------------------------------------------|---------------|
| 1     | 再任                                                                                                                                 | 山口一城<br>やま ぐち かず しろ | 代表取締役社長<br>代表執行役員社長                                   | 13／13回 (100%) |
| 2     | 再任                                                                                                                                 | 黒田雅則<br>くろだ まさ のり   | 取締役 専務執行役員<br>経営企画部・リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当 | 13／13回 (100%) |
| 3     | 再任                                                                                                                                 | 山川富雄<br>やま かわ とみ お  | 取締役 常務執行役員<br>開発企画部担当<br>兼創薬研究所長                      | 13／13回 (100%) |
| 4     | 再任                                                                                                                                 | 安本昌秀<br>やす もと まさ ひで | 取締役 執行役員<br>管理部・情報システム部・広報室担当兼経営企画部長                  | 13／13回 (100%) |
| 5     | 再任                                                                                                                                 | 畠田 康<br>はたけ だ やすし   | 取締役 執行役員<br>製剤技術開発部・海外技術開発部担当<br>兼医薬事業本部長             | 13／13回 (100%) |
| 6     | 再任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span> | 原田裕司<br>はら だ ゆう じ   | 社外取締役                                                 | 13／13回 (100%) |
| 7     | 新任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span> | 吉野正己<br>よし の まさ き   | —                                                     | —／一回 (—%)     |

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立役員 独立役員候補者

## 1 山口一城

(1958年7月23日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|                       |                               |
|-----------------------|-------------------------------|
| 1981年 4月 株式会社第一勧業銀行入行 | 1994年 6月 代表取締役社長              |
| 1985年 4月 当社入社         | 2001年 6月 代表取締役社長 代表執行役員       |
| 1987年 6月 取締役          | 2005年 5月 代表取締役社長 代表執行役員社長（現任） |
| 1989年 6月 常務取締役        | <重要な兼職の状況>                    |
| 1990年 6月 代表取締役専務取締役   | ジャパンソファルシム株式会社代表取締役           |
| 1993年 6月 代表取締役副社長     |                               |

|           |          |      |     |                                          |
|-----------|----------|------|-----|------------------------------------------|
| 所有する当社株式数 | 103,881株 | 在任年数 | 32年 | 取締役会への出席状況（2018年度）<br>取締役会：100%（13回／13回） |
|-----------|----------|------|-----|------------------------------------------|

## 取締役候補者とした理由

山口一城氏は、長年にわたり当社の代表取締役として経営を担い、経営に関する高い見識と豊富な経験・人脈を有しております。2000年より独自の成長戦略として「ジェネリック医薬品事業」、「ウラリットを核にした高尿酸血症領域」、「自社開発創薬」から成る「3つのミッション」を掲げ、足元で拡大するジェネリック医薬品市場に対応することで会社再建を果たし、さらに、その先の継続的な成長を見据えた事業の布石を打つなど、当社を「イノベーションを生み出し、生み続けることのできる会社」にするため、様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップを発揮して経営を統括することで、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者といたしました。

くつわ だ まさ のり

## 2 繩田雅則

(1955年6月3日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|                                                   |                                                                  |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1978年 4月 株式会社三井銀行入行                               | 2015年 4月 取締役 専務執行役員 経営全般補佐 リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・海外事業部担当         |
| 2006年 4月 当社入社 総務部長                                | 2017年 4月 取締役 専務執行役員 経営全般補佐 リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当（現任） |
| 2007年 5月 執行役員 薬事管理室担当兼総務部長                        |                                                                  |
| 2009年 6月 取締役 執行役員 法令等遵守・薬事管理室・営業管理センター担当兼総務部長     |                                                                  |
| 2013年 4月 取締役 常務執行役員 リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・海外事業部担当 |                                                                  |

|           |        |      |     |                                          |
|-----------|--------|------|-----|------------------------------------------|
| 所有する当社株式数 | 5,326株 | 在任年数 | 10年 | 取締役会への出席状況（2018年度）<br>取締役会：100%（13回／13回） |
|-----------|--------|------|-----|------------------------------------------|

## 取締役候補者とした理由

繩田雅則氏は、金融機関を経て当社に入社し、以後、リスク管理、法令等遵守、総務、薬事管理、海外事業部門等の要職を務めており、事業及び会社経営について豊富な経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2009年6月の取締役就任以降、当社グループの重要な事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、ベトナム工場での商業生産開始をはじめ、ASEAN、中国を中心とする海外展開を推進しており、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。

やま かわ とみ お

## 3 山川富雄

(1954年6月7日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|                          |                                |
|--------------------------|--------------------------------|
| 1979年 4月 当社入社            | 2015年 4月 取締役 執行役員 開発企画部担当兼創薬研究 |
| 2006年10月 研究所長            | 所長                             |
| 2007年 5月 執行役員 創薬研究所長     | 2017年 4月 取締役 常務執行役員 開発企画部担当兼創薬 |
| 2012年 6月 取締役 執行役員 創薬研究所長 | 研究所長 (現任)                      |

|           |        |      |    |                                             |
|-----------|--------|------|----|---------------------------------------------|
| 所有する当社株式数 | 3,937株 | 在任年数 | 7年 | 取締役会への出席状況 (2018年度)<br>取締役会: 100% (13回/13回) |
|-----------|--------|------|----|---------------------------------------------|

## 取締役候補者とした理由

山川富雄氏は、これまで創薬研究や医薬品開発部門の要職を務めており、当社における豊富な業務経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2012年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、自社開発創薬を着実に進展させており、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。

やす もと まさ ひで

## 4 安本昌秀

(1967年10月20日生)

再任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|                              |                                |
|------------------------------|--------------------------------|
| 1991年 4月 株式会社日本長期信用銀行入行      | 2012年 6月 取締役 執行役員 管理部・情報システム部・ |
| 2002年11月 KPMGヘルスケアジャパン株式会社入社 | 広報室担当兼経営企画部長 (現任)              |
| 2005年 4月 当社入社                | <重要な兼職の状況>                     |
| 2007年10月 総合企画室長              | 株式会社化合物安全性研究所取締役               |
| 2008年 7月 執行役員 広報室担当兼経営企画部長   |                                |

|           |        |      |    |                                             |
|-----------|--------|------|----|---------------------------------------------|
| 所有する当社株式数 | 2,630株 | 在任年数 | 7年 | 取締役会への出席状況 (2018年度)<br>取締役会: 100% (13回/13回) |
|-----------|--------|------|----|---------------------------------------------|

## 取締役候補者とした理由

安本昌秀氏は、金融機関やヘルスケア事業に関するコンサルティング会社を経て当社に入社し、以後、経営企画、経理財務、広報部門等の要職を務めており、事業及び会社経営について豊富な経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2012年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、当社グループの経営戦略の策定・推進に取り組んでおり、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。

## 5 畑田 康

(1956年6月9日生)

再 任

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|                                     |                                                      |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 1980年 4月 当社入社                       | 2015年 6月 取締役 執行役員 マーケティング部担当兼<br>GE開発部長              |
| 2007年10月 GE開発部長                     | 2019年 4月 取締役 執行役員 製剤技術開発部・海外技術<br>開発部担当兼医薬事業本部長 (現任) |
| 2010年 4月 執行役員 GE開発部長                |                                                      |
| 2015年 4月 執行役員 マーケティング部担当兼GE開発部<br>長 | <重要な兼職の状況><br>ジャパンソファルシム株式会社取締役                      |

|           |        |      |    |                                              |
|-----------|--------|------|----|----------------------------------------------|
| 所有する当社株式数 | 1,796株 | 在任年数 | 4年 | 取締役会への出席状況 (2018年度)<br>取締役会 : 100% (13回/13回) |
|-----------|--------|------|----|----------------------------------------------|

## 取締役候補者とした理由

畠田康氏は、これまでジェネリック医薬品開発、マーケティング、営業部門の要職を務めており、当社における豊富な業務経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2015年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、ジェネリック医薬品の開発の迅速化・効率化と競争優位性を持つ製品の開発体制の構築を推し進め、2019年からは医薬事業本部長として、医薬営業戦略の推進・強化等に取り組んでおり、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。

## 6 原田裕司

(1951年9月20日生)

再 任 社 外 独立役員

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|                               |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| 1974年 4月 株式会社住友銀行入行           | 2008年11月 同社専務執行役員            |
| 2002年 6月 株式会社三井住友銀行執行役員国際統括部長 | 2009年 6月 同社取締役専務執行役員         |
| 2004年 4月 同行執行役員国際統括部長退任       | 2017年 6月 当社社外取締役 (現任)        |
| 2004年 4月 株式会社日本総合研究所常務執行役員    | 2017年 6月 マツダ株式会社取締役専務執行役員退任  |
| 2007年 6月 同社取締役兼専務執行役員         | 2018年 6月 アルヒ株式会社常勤社外監査役 (現任) |
| 2008年 3月 同社取締役兼専務執行役員退任       | <重要な兼職の状況>                   |
| 2008年 4月 マツダ株式会社常務執行役員        | アルヒ株式会社常勤社外監査役               |

|           |      |      |    |                                              |
|-----------|------|------|----|----------------------------------------------|
| 所有する当社株式数 | 251株 | 在任年数 | 2年 | 取締役会への出席状況 (2018年度)<br>取締役会 : 100% (13回/13回) |
|-----------|------|------|----|----------------------------------------------|

## 社外取締役候補者とした理由

原田裕司氏は、金融機関やメーカー等において経営に携わり、海外事業に関する豊富な業務経験を有することにより、これらの経験や知識に基づき実践的な視点から社外取締役として積極的にご発言いただくことで、当社経営の監督に適切な役割を果たしていただけることが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

よし の まさ き

## 7 吉野正己

(1960年4月23日生)

新任 社外 独立役員

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                                    |          |                                   |
|----------|------------------------------------|----------|-----------------------------------|
| 1985年 4月 | 外務省入省                              | 2007年 6月 | 株式会社新川社外監査役 (現任)                  |
| 1995年 4月 | 弁護士登録 (第一東京弁護士会所属) 梶谷<br>総合法律事務所入所 | 2014年 7月 | 吉野総合法律事務所開設 (現在に至る)<br><重要な兼職の状況> |
| 1996年 4月 | TMI総合法律事務所入所                       |          | 弁護士                               |
| 2002年 1月 | 米国ニューヨーク州弁護士登録                     |          | 株式会社新川社外監査役                       |
| 2003年 1月 | TMI総合法律事務所パートナー                    |          |                                   |
| 2004年10月 | 竹川・岡・吉野法律事務所入所<br>同事務所パートナー        |          |                                   |

|           |    |      |    |                                         |
|-----------|----|------|----|-----------------------------------------|
| 所有する当社株式数 | 一株 | 在任年数 | 一年 | 取締役会への出席状況 (2018年度)<br>取締役会: 一% (一回/一回) |
|-----------|----|------|----|-----------------------------------------|

## 社外取締役候補者とした理由

吉野正己氏は、弁護士として企業法務等に精通し、高度な専門性と豊富な経験を有することにより、客観的・専門的な視点から当社経営の監督に適切な役割を果たしていくことが期待できることから、社外取締役候補者といたしました。なお、吉野正己氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者である原田裕司氏及び吉野正己氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、原田裕司氏につきましては、同証券取引所に対して独立役員として届け出ております。また、新任社外取締役候補者の吉野正己氏につきましても、独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は9頁に記載のとおりです。
3. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。そして、原田裕司氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案が原案のとおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、本議案が原案のとおり承認された場合には、当社は吉野正己氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。
4. 上記株式数は、2019年3月31日現在の株式数に、2019年4月30日現在の役員持株会における保有持分を加算しております。

## 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者<sup>1</sup>又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者<sup>2</sup>又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先<sup>3</sup>又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>4</sup>を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成<sup>5</sup>を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事、その他の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが借り入れを行っている主要な金融機関<sup>6</sup>又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループの主要株主<sup>7</sup>又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者<sup>8</sup>に限る）の近親者等<sup>9</sup>

- \* 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む
- \* 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
- \* 3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
- \* 4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、年間1,000万円又は当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
- \* 5 一定額を超える寄附又は助成とは、直近事業年度における、年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう
- \* 6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう
- \* 7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう
- \* 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
- \* 9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

**第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件**

本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される小山剛氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名       | 略歴                 |
|----------|--------------------|
| こ やま つよし | 2011年6月 取締役 執行役員   |
| 小山 剛     | 2013年4月 取締役 常務執行役員 |
|          | 2019年4月 取締役 (現任)   |

## 第4号議案 買収防衛策更新の件

当社は、2016年5月12日開催の取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新を決議し、2016年6月29日開催の当社第84回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂きましたが（以下、2016年更新後の買収防衛策を「旧プラン」といいます。）、旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっております。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、2019年5月13日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号口(2)）である旧プランを、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として更新する（以下、「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）ことといたしました。

本議案は、本更新を行うため、当社定款第13条の規定に基づき、下記2.「提案の内容（本プランの内容）」に記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランへの本更新において、旧プランからの内容の変更はございません。

### 1. 提案の理由

#### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

但し、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は①ジェネリック医薬品においては、新薬メーカーとして培った技術を基礎とした製品の開発力と、国内最新鋭工場とベトナム工場を活用したコスト対応能力、②戦略領域である高尿酸血症領域での専門知識、経験及びノウハウと関連する尿アルカリ化剤の市場価値、③探索機能に特化し効率性と開発確度を追求するベンチャー型創薬研究という、そ

れぞれ独自性がある3つの異なる事業を同時に推進し、④それら事業の成果を海外へ展開するというユニークなビジネスモデルを維持していることです。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 本更新の目的

本更新は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿ってなされるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、もしくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

## 2. 提案の内容（本プランの内容）

### (1) 本プランの概要

#### (a) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等（下記(2)「本プランに係る手続」(a)に定義されます。以下、同じ。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等との交渉等を行うための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」ご参照。）。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」ご参照。）には、当社は、買付者等による権利行使は認めないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

(c) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会（その詳細については下記(5)「特別委員会の設置」ご参照。）の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（その詳細については下記(2)「本プランに係る手続」(g)をご参照。以下、かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(e) 情報開示

上記(a)ないし(d)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下、①又は②に該当する買付その他の取得、もしくはこれに類似する行為、又はこれらの提案（注1）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除き、以下、「買付等」と総称します。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等は、予め本プランに定められる手続に従って頂くものとし、本プランに従い、当社取締役会又は株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実施してはならないものとします。

**(b) 意向表明書の提出**

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出して頂きます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、及び企図されている買付等の概要を明示して頂きます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は特別委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

**(c) 買付者等に対する情報提供の要求**

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社に対して、以下の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会に提供するものとします。

特別委員会は、買付者等より提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に本必要情報を提出するよう求めることができます。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

## 記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者、買付者等を被支配法人等（注10）とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的な名称、経歴又は沿革、資本構成、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験、法令遵守状況、当該買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する処遇方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的な方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

### (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

#### ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、特別委員会は、下記②に定める特別委員会検討期間において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画及び当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下、同じ。）、その根拠資料、及び代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求することができます。

## ② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報を受領した場合、上記①の当社取締役会に対する情報提供の要求と並行しつつ、適切な期間（特別委員会が追加的に提出を求めた本必要情報を含め、買付者等により十分な情報が開示されてから90日間を超えないものとします。但し、下記(e)③に記載する場合等には、特別委員会は当該期間を延長することができるものとします。以下、「特別委員会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画及び企業評価等に関する情報収集・比較検討、並びに当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主の皆様等に対する提示等を行うものとします。

特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

特別委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、買付者等は、速やかにこれに応じなければならないものとします。

## (e) 特別委員会における手続

特別委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続を行うものとします。

### ① 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下、「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情のある場合を除き、特別委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、当該勧告にあたり、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、買付者等による買付等が発動事由のいずれにも該当しなくなった場合

② 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等が発動事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、特別委員会は、かかる勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由のいずれかに該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施をすべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、特別委員会検討期間満了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（原則として30日間を上限とします。）で、特別委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。

特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告等を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。

但し、下記(g)に従い株主意思確認株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)特別委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うに際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)株主意思確認株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で取締役会が株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

#### (h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、並びに特別委員会検討期間が開始した事実及び同期間が延長された事実（延長の理由及び具体的な延長期間）を含みます。）、特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会又は株主意思確認株主総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

#### (3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)のとおり、買付等の下記の要件への該当性については、必ず特別委員会の判断を経て決定されることになります。

#### 記

##### 発動事由その1

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

##### 発動事由その2

以下のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ① 株券等を買い占め、その株券等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、医療関係者等の取引先等との関係又は当社の企業文化を破壊すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大な虞をもたらす買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

- (a) 新株予約権の数  
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (b) 割当対象株主  
割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数  
本新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内において新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（気配表示を含みます。）とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者（注11）、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者（注12）、(IV)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V)(I)ないし(VI)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(VI)(I)ないし(V)に該当する者の関連者（注13）（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- (j) 合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (k) 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (l) その他  
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (5) 特別委員会の設置  
当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために旧プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、特別委員会を設置しており、本プランの発動等の運用に際しても、これを維持します。本更新時点における特別委員会の委員は、当社経営陣からの独立性のある当社の社外取締役 2 名、社外監査役 2 名から構成されます（特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、資料 1 「特別委員会規程の概要」のとおりであり、本更新時点における特別委員会の委員は、資料 2 「特別委員会委員略歴」に記載する 4 名を予定しております。）。
- 実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした特別委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して決議を行うこととします（但し、上記(2)「本プランに係る手続」(f)に記載したとおり、株主意思確認株主総会を開催する場合には、当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。）。

#### (6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会決議による当社取締役会への委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主の皆様に不利益を与えない場合等を含みます。）には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### (7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2019年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11) 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量保有者」に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注12) 「特定大量買付者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「特定大量買付者」に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

以 上

## 資料 1

特別委員会規程の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・会社経営等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務の規定等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・特別委員会を組織する構成員（以下、「特別委員会委員」という。）の任期は、2022年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、特別委員会委員が、上記資格要件に該当しなくなった場合（但し、当社社外取締役又は当社社外監査役に再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決議を行い、その決議の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施につき、株主意思確認株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行ふことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ② 特別委員会検討期間の延長の決定
  - ③ 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ⑤ 買付者等との交渉・協議

- ⑥ 当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料等の提出の要求・代替案の検討
- ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主意思の確認を得ることの要否の判断
- ⑧ 本プランの修正又は変更の承認
- ⑨ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
- ⑩ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、特別委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができるほか、この第三者を特別委員会に出席させ、発言を求めることができる。
- ・各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・各特別委員会委員は議決権1個を有するものとし、特別委員会の決議は、原則として特別委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下、同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

## 資料2

特別委員会委員略歴

本更新時の特別委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

## (社外取締役)

氏名 原 田 裕 司  
 はら だ ゆう じ

## 【略歴】

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 1974年 4月 | 株式会社住友銀行入行           |
| 2002年 6月 | 株式会社三井住友銀行執行役員国際統括部長 |
| 2004年 4月 | 同行執行役員国際統括部長退任       |
| 2004年 4月 | 株式会社日本総合研究所常務執行役員    |
| 2007年 6月 | 同社取締役兼専務執行役員         |
| 2008年 3月 | 同社取締役兼専務執行役員退任       |
| 2008年 4月 | マツダ株式会社常務執行役員        |
| 2008年11月 | 同社専務執行役員             |
| 2009年 6月 | 同社取締役専務執行役員          |
| 2017年 6月 | 当社社外取締役（現任）          |
| 2017年 6月 | マツダ株式会社取締役専務執行役員退任   |
| 2018年 6月 | アルヒ株式会社常勤社外監査役（現任）   |

※ 原田裕司氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であり、また、同氏につき、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として特別委員会委員に再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。

(社外取締役)

よし の まさ き  
氏名 吉野正己

【略歴】

- 1985年 4月 外務省入省  
1995年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）梶谷綜合法律事務所入所  
1996年 4月 TMI総合法律事務所入所  
2002年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
2003年 1月 TMI総合法律事務所パートナー  
2004年10月 竹川・岡・吉野法律事務所入所 同事務所パートナー  
2007年 6月 株式会社新川社外監査役（現任）  
2014年 7月 吉野総合法律事務所開設（現在に至る）

※ 吉野正己氏につき、本定時株主総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として特別委員会委員に選任する予定です。  
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定です。

(社外監査役)

たか はし つよし  
氏名 高橋 剛

【略歴】

- 1973年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）  
1974年 4月 橋本法律事務所入所  
1978年 4月 高橋法律事務所開設（現在に至る）  
1994年 2月 イヌイ建物株式会社社外監査役  
2006年 6月 当社社外監査役（現任）

※ 高橋剛氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、同氏を当社の社外監査役として特別委員会委員に再任する予定です。  
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。

(社外監査役)

しん どう なお しげ  
氏名 進 藤 直 滋

【略歴】

- 1970年 5月 麒麟麦酒株式会社入社  
 1975年 8月 監査法人中央会計事務所入所  
 1979年 3月 公認会計士登録  
 1988年 6月 監査法人中央会計事務所代表社員  
 2007年 7月 監査法人A&Aパートナーズ代表社員  
 2008年 6月 当社社外監査役（現任）  
 2010年 9月 監査法人A&Aパートナーズパートナー  
 2012年 9月 監査法人A&Aパートナーズ統括代表社員  
 2013年 6月 テンプホールディングス株式会社（現パーソルホールディングス株式会社）社外監査役  
 2016年 6月 パーソルホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）  
 ※ 進藤直滋氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であり、同氏を当社の社外監査役として特別委員会委員に再任する予定です。  
 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。

以上

2018年4月1日から2019年3月31日までの第87期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、おおむね良好な雇用・所得環境を背景に個人消費が底堅く推移したことや、企業の設備投資増加などに支えられ、期間を通して緩やかな回復が続いたものの、第4四半期に入り一部の指標が弱含んできました。海外経済についても当初は緩やかな回復が続きましたが、中国経済の減速などの影響から弱含んでおり、今後も米中における貿易摩擦の深刻化や、英国のEU離脱問題などが各国の経済成長の減速に波及するリスクが懸念されています。

医薬品業界につきましては、2018年4月より実施された診療報酬改定において、薬価への影響が薬剤費ベースでマイナス7.48%となり、国内の事業環境は厳しいものとなりました。また、同年6月には政府により「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針2018）」が閣議決定され、引き続き「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、費用対効果評価の本格実施へ向けた結論を得ることや、毎年薬価調査・毎年薬価改定の対象範囲を業界に与える影響などを把握した上で決定するとしています。このように事業環境が厳しいものとなるなか、国内製薬業界としては最大規模となる海外医薬品メーカーに対するM&Aや、企業間での長期収載品の譲渡やジェネリック医薬品事業の売却など、各企業では経営環境の変化に伴う様々な動きが目立ちました。なお、前述の「骨太の方針2018」の中に、当社の重要テーマである慢性腎臓病（以下、CKD）の予防に、国として重点的に取り組むことが初めて盛り込まれています。

このような環境下で、当社グループは引き続き「信頼できるジェネリック医薬品」の普及に貢献するべく、ジェネリック医薬品の高品質維持と安定供給確保、並びに生産性及び効率性の向上に資する施策を一層推し進めてまいりました。

また、ジェネリック医薬品事業と並行して取り組んでいるミッション、「高尿酸血症領域」や「自社開発創薬」に関しましても、各開発品目の試験が順調に進展したことで国内外企業への導出活動が本格化するなど、ミッションの実現に向けた取り組みが進んでおります。当社グループはまだ十分な治療薬がない病気に苦しむ患者さんのために、画期的な自社創薬の開発に取り組んでいます。

以下、事業別の概況と活動内容についてご報告致します。

## 【医薬品事業】

### 1) 医療用医薬品

#### ① ジェネリック医薬品

当期においては循環器官用薬の「イルアミクス配合錠LD・同HD『ケミファ』」や中枢神経系用薬「トアラセット配合錠『ケミファ』」など6成分9品目を発売いたしました。

販売面では、前述の薬価改定の影響に加え、市場のジェネリック医薬品への置換率が上がるにつれ既存品の数量の伸びが鈍化しており、さらに、オーソライズドジェネリックの台頭や価格競争の激化などの影響を受けて、市場環境は厳しいものとなりました。

当社においては、子会社である日本薬品工業株式会社（以下、日本薬品工業）が、2017年度に他社からの製品承継や販売移管を行ったことで得た、新たな販路での売上を伸ばしたもの、グループ全体の薬価改定と市場競争の影響を補うには至りませんでした。

#### ② 主力品・新薬

主力品であるアルカリ化療法剤「ウラリット-U配合散・同配合錠」（以下、ウラリット）につきましては、ジェネリック医薬品への置換率が進んでおりましたが、日本薬品工業が販売するウラリットのジェネリック医薬品「クエンメット配合散・同配合錠」と合わせて、当社グループで提供できる状況を活かし、痛風及び高尿酸血症における酸性尿改善の重要性に関する普及活動を強化してきました。

また、2018年12月にフェリング・ファーマ株式会社と、経口腸管洗浄剤「ピコプレップ配合内用剤」の製造販売承認の承継に関する契約を締結し、当社グループとしては「カルバン錠25・50・100」（以下、カルバン）以来の新薬となる同剤の販売を、2019年2月から開始しております。

#### ③ 海外販売

海外での販売につきましては、当期末時点で韓国、タイ、中国の3か国において6品目の承認を取得し、5品目を販売しております。また、2018年10月に中国の中堅製薬企業と広範な提携を視野に入れた契約を結んでおり、今後、順調に事業が進めば、同社を通じた中国での新たな事業展開が図れると考えています。

以上の結果、ジェネリック医薬品の売上高は前期比6.2%の減収、ウラリットをはじめとする主力品・新薬4品の売上高は23.5%の減収となり、医療用医薬品全体では7.3%の減収となりました。

なお、医療用医薬品の売上高比率を薬効別にみると、循環器官用薬及び呼吸器官用薬33.0%、消化器官用薬17.1%、ウラリットなどの代謝性医薬品16.0%、神経系及び感覚器官用医薬品8.4%、病原生物用薬5.1%、腫瘍用薬3.3%、その他の医薬品17.1%となっています。

#### ④研究開発

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、AMED）の支援を受けながら、当社と九州大学が共同で開発を進めてまいりました「NC-2600」（P2X4受容体拮抗薬）は、世界で初めてグリア細胞をターゲットとした神経障害性疼痛治療薬であり、フェーズI試験の結果、ヒトにおいても中枢神経系に起因する副作用が起きにくい可能性が示唆されています。当期は早期の導出を目指して国内外の複数メーカーに対し導出交渉を実施してまいりました。

抗うつ・抗不安薬「NC-2800」（オピオイド受容体作動薬）については、非臨床試験を終了し、その新たな作用機序に基づく情動調節薬としての期待や、既存の抗うつ・抗不安薬の抱える問題を克服しうる可能性などが認められ、2018年1月にAMEDの新規事業である「医療研究開発革新基盤創成事業（以下、CiCLE）」に採択され、引き続きAMEDの支援を受けながら開発を進めています。当期はフェーズI試験に向けた準備を進めるとともに、国内外企業に向けた導出可能性についても検討を行ってきました。

また、当社グループの3つのミッションの1つである高尿酸血症の治療薬として開発を進めている尿酸降下薬については、「NC-2500」（キサンチンオキシドリダクターゼ阻害薬）がフェーズI試験を、「NC-2700」（URAT1阻害薬）については非臨床試験を2017年度に終えて、ともに他社への導出や提携を目指した活動を継続いたしました。

さらに、「ソレトン錠80」（以下、ソレトン）については、日本医師会治療促進センターの支援を得て、金沢大学附属病院が中心となり、腱滑膜巨細胞腫に対する医師主導型の治験が進められています。また、カルバンについてもスペインのSOMバイオテック社により、ハンチントン病などの運動性疾患を対象としたフェーズII試験が当期に始まりました。

一方、将来にわたり有望な医薬品候補を生み出し続けるためには、技術革新の著しい情報技術や人工知能（AI）を取り入れるなど、創薬手法そのもののイノベーションが必要不可欠であると考え、2018年11月にAI創薬ベンチャーである株式会社MOLCURE（以下「MOLCURE」）の第三者割当増資の一部を引き受けるとともに、両社間で覚書を締結し業務提携に向けた協議を開始しております。

## ⑤生産体制

グループ全体の生産能力増強及び製造コスト削減を目的として、日本薬品工業の子会社である Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. (以下、NC-VN社) が建設しましたベトナム工場では、2018年11月よりウラリットとソレトンの商業生産を開始し、同年12月には日本に向けた輸出をスタートいたしました。その一方、日本薬品工業の国内つくば工場では、2018年11月より当社グループで初めてとなる新薬の受託製造を開始しております。

このように、今後も国内工場からベトナム工場へ品目移管を進めていくことでさらなる低コスト生産を図っていきながら、マザー工場の位置づけとなる国内工場においては、高い技術力を活かして新製品の製造や受託製造などに注力することで、当社グループ全体の最適な生産体制の確立を目指しています。

## 2)臨床検査薬

自社開発のアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミファ』」及び測定機器の「DiaPack3000」について、海外に広くネットワークを有する国内企業と協力し、アジア、中国、欧州などでマーケティング活動を行ってまいりました。また、企業と製品の知名度向上策として、専門学会などの出展や学会発表も積極的に行いました。

以上により、医薬品事業全体の売上高は32,682百万円（前期比4.7%減）、営業利益は1,375百万円（前期比24.3%減）となりました。

## 【その他】

受託試験事業、ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業である「その他」の事業では、受託試験事業の厳しい競争環境の中で受注が堅調に推移した結果、売上高は1,500百万円（前期比42.7%増）となり、営業利益は88百万円（前期比188.3%増）となりました。

以上の結果、各セグメントを通算した業績は当期の連結売上高が34,182百万円（前期比3.3%減）、連結営業利益が1,464百万円（前期比20.8%減）、連結経常利益が1,512百万円（前期比10.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益が881百万円（前期比24.1%減）となりました。

## 2. 事業別売上高

| 事業の種類別セグメント | 前 期<br>第 86 期 | 当 期<br>第 87 期 | 増 減 額     | 増減率   |
|-------------|---------------|---------------|-----------|-------|
| 医 薬 品 事 業   | 34,279百万円     | 32,682百万円     | △1,597百万円 | △4.7% |
| そ の 他       | 1,051百万円      | 1,500百万円      | 448百万円    | 42.7% |
| 合 計         | 35,331百万円     | 34,182百万円     | △1,148百万円 | △3.3% |

(注) 売上高は、セグメント間の売上高を相殺しております。

## 3. 医薬品事業の売上高

(当社グループ)

| 区 分                         | 金 額       | 構 成 比 率 |
|-----------------------------|-----------|---------|
| 循 環 器 官 用 薬 及 び 呼 吸 器 官 用 薬 | 9,861百万円  | 33.0%   |
| 消 化 器 官 用 薬                 | 5,111百万円  | 17.1%   |
| 代 謝 性 医 薬 品                 | 4,780百万円  | 16.0%   |
| 神 経 系 及 び 感 覚 器 官 用 薬       | 2,511百万円  | 8.4%    |
| 病 原 生 物 用 薬                 | 1,534百万円  | 5.1%    |
| 腫瘍 用 薬                      | 971百万円    | 3.3%    |
| そ の 他 の 医 薬 品               | 5,096百万円  | 17.1%   |
| 医療用医薬品計                     | 29,864百万円 | 100.0%  |
| その他の売上高                     | 2,818百万円  | —       |
| 医薬品事業合計                     | 32,682百万円 | —       |

#### 4. 財産及び損益の状況の推移 (当社グループ)

| 区分              | 2015年度<br>第84期 | 2016年度<br>第85期 | 2017年度<br>第86期 | 2018年度<br>第87期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高             | 35,602百万円      | 35,689百万円      | 35,331百万円      | 34,182百万円                   |
| 経常利益            | 2,945百万円       | 2,849百万円       | 1,696百万円       | 1,512百万円                    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,961百万円       | 2,054百万円       | 1,160百万円       | 881百万円                      |
| 1株当たり当期純利益金額    | 499.12円        | 530.02円        | 315.28円        | 245.11円                     |
| 総資産             | 43,644百万円      | 47,002百万円      | 46,698百万円      | 46,926百万円                   |
| 純資産             | 16,041百万円      | 17,355百万円      | 17,487百万円      | 17,863百万円                   |
| 1株当たり純資産額       | 4,099.74円      | 4,548.80円      | 4,859.86円      | 4,963.24円                   |

- (注) 1. 2016年10月1日に普通株式10株につき1株の割合での株式併合を実施したため、第84期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額、1株当たり純資産額を算定しております。  
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を第87期より適用しておりますが、ご参考までに、第86期については当該会計基準に組み替えた数値を記載しております。

## (当社)

| 区分           | 2015年度<br>第84期 | 2016年度<br>第85期 | 2017年度<br>第86期 | 2018年度<br>第87期<br>(当事業年度) |
|--------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売上高          | 30,528百万円      | 30,333百万円      | 29,867百万円      | 27,256百万円                 |
| 経常利益         | 1,436百万円       | 1,289百万円       | 769百万円         | 574百万円                    |
| 当期純利益        | 1,049百万円       | 1,079百万円       | 748百万円         | 479百万円                    |
| 1株当たり当期純利益金額 | 264.49円        | 275.56円        | 201.11円        | 131.89円                   |
| 総資産          | 34,887百万円      | 34,958百万円      | 34,823百万円      | 34,338百万円                 |
| 純資産          | 11,323百万円      | 11,608百万円      | 11,191百万円      | 11,232百万円                 |
| 1株当たり純資産額    | 2,865.03円      | 3,007.63円      | 3,071.60円      | 3,081.90円                 |

- (注) 1. 2016年10月1日に普通株式10株につき1株の割合での株式併合を実施したため、第84期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額、1株当たり純資産額を算定しております。  
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を第87期より適用しておりますが、ご参考までに、第86期については当該会計基準に組み替えた数値を記載しております。

5. 資金調達の状況  
特に記載すべき重要な事項はございません。
6. 設備投資の状況  
該当事項はございません。
7. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はございません。
8. 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はございません。
9. 吸収合併または吸収合併による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はございません。
10. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はございません。

## 11. 対処すべき課題

当社グループは「医薬品を中心としたトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献する」ことを経営理念とし、国内外において存在価値のある企業グループとして発展することを目指しております。この経営理念の下、当社はグループの経営課題としてかねてより以下の3つのミッションを掲げております。すなわち、

- i) ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスを確立する
  - ii) ウラリットを核として高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指す
  - iii) 自社開発創薬により社会に貢献する
- さらに、将来にわたる当社グループの成長持続のためには、国内のみならず海外での事業拡大が不可欠と考えており、2015年度からは
- iv) 海外の事業基盤確立
- を「3つのミッションプラス1」として加え、これらの達成を経営戦略の中心に据え、日々事業に取り組んでいます。
- 具体的な当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

### 【販売】

#### 1) 国内販売

ジェネリック医薬品につきましては、オーソライズドジェネリックの台頭及び市場成長の鈍化による競争激化に加え、薬価制度の厳格化が進むことから、より効率的な販売体制を構築しなければなりません。当社グループにおきましては日本薬品工業による新たな販路での売上が順調に伸びており、引き続き販売チャネルの選択肢を拡大させながらグループ全体での売上増加を図つてまいります。また、サプライチェーン効率化の一環として、2018年度中に支店・営業所の統合や、医薬事業のマネジメントを強化するための販売体制の見直しを行いました。刻々と変化する事業環境に対して迅速な対応をとることで、MR活動のさらなる生産性向上に取り組んでまいります。

2019年2月に製造販売承認を承継した新薬の経口腸管洗浄剤「ピコプレップ配合内用剤」に関する情報提供活動は、当社が消化器・オンコロジー領域への取り組みを通じて育んできた医師・薬剤師とのリレーションのさらなる深耕に資するものです。また、本剤に加えて周辺薬剤に関する情報提供を可能とすることで、より一層効率的なMR活動につながるものと期待しております。

主力品のウラリットは2019年に発売から30年を迎えました。今後も腎臓内科、泌尿器科、代謝系内科などの専門医から得られた痛風・高尿酸血症における酸性尿の改善及びアシドーシスの酸塩基平衡改善の重要性を示すデータを活用しながら、医師・薬剤師などの医療関係者はもとより、患者さんへの有用な情報の発信をこれまで以上に強化し、痛風・高尿酸血症における尿アルカリ化療法の啓発、認知向上に努めてまいります。また、「骨太の方針2018」でCKD予防への取り組みが取り上げられる中、引き続き東北大学で進められている尿アルカリ化薬とCKDの関連を解明する臨床研究への協力を行っていきます。

## 2) 海外販売

海外においては、ASEAN、中国などで申請中の品目について早期に承認を得るとともに、申請準備段階にある品目についてもなるべく早く申請手続きに入り、品目数の拡大を図ってまいります。同時に、各地域における信頼できるパートナーの発掘にも尽力し、展開エリアを拡大していきます。

さらに、臨床検査薬事業においても、海外に広くネットワークを有する国内企業とともに中国でのビジネス展開を図っており、早期に同国での製品上市を目指しています。

## 【研究開発】

新薬の研究開発については、領域を絞り込み、かつその領域の第一人者との共同研究を推進することを基本方針としています。そのうえで探索研究に重点を置き、その成果を早期段階で導出することで、開発上のリスクを軽減しつつ効率的に開発を進めていきます。その実現に向け、現在のパイプラインである、NC-2500(キサンチンオキシドリダクター阻害薬)、NC-2600(P2X4受容体拮抗薬)、NC-2700 (URAT1阻害薬)、NC-2800 (オピオイド受容体作動薬)の各開発品の特性などを国内外の企業へアピールし、導出交渉を進めてまいります。加えて、AI創薬ベンチャーMOLCUREとの協業など、最新の創薬技術導入にチャレンジし、将来のパイプライン充実に向けた基盤づくりにも取り組んでいきます。

ジェネリック医薬品の研究開発につきましては、開発の迅速化・効率化を図るべく、自社開発体制を強化し、他社競争優位性のある品目の開発や、子会社の日本薬品工業並びに国内外他社との共同開発にも積極的に取り組み、特長のある製品の品揃えに努めてまいります。また、原薬のコスト低減などサプライチェーン全体のコスト見直しにも取り組んでいきます。

さらに、臨床検査薬事業においては、既に販売しているアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミファ』」及び測定機器の「DiaPack3000」に加え、次世代の試薬及び測定装置の開発を進めしており、今年度中の上市を目指しています。

## 【生産体制】

NC-VN社ベトナム工場の生産開始により、当社グループの生産能力は、年間14億錠から段階的に20億錠へと引き上がるとともに、製造コストについては国内での製造と比較して2割から3割程度の低減を見込んでおります。今後もコストメリットが見込める品目を中心に国内工場から移管を進め、グループ全体で製造コストの削減に取り組んでまいります。さらに、将来的には同工場を現地での開発やASEAN諸国への販売拡大の足掛かりとすることもを目指しており、当社グループが海外での事業展開を拡大していくためにも、ベトナム工場の価値を最大限に引き上げていきたいと考えています。

## 【品質保証】

製造品目数や生産能力の拡大に伴い、原薬を含めた取扱製剤に対する品質管理の重要性が増しております。今後も日本薬品工業と連携のうえ、国内外の製剤及び原薬製造所への査察を強化し、

自社製販品のみならず、導入品も含めた品質の確保に努めてまいります。

### 【労働環境】

当社は性別、年齢、国籍、障害の有無、キャリアや働き方などに対する価値観が異なる人材が、その個性や能力を十分に發揮することが会社の成長に繋がるという認識のもと、ダイバーシティ推進を重要な経営課題の一つと位置づけ、多様な人材がやりがいをもって継続して働くことができる環境を構築していきます。

また、これまでも「ノー残業デーの設定」や、「20時以降の時間外労働の原則禁止と朝残業の推奨」など、長時間労働防止への取り組みを進めてまいりましたが、引き続き「有給休暇の事前登録制度の導入」や「男性の育児休業取得を義務化」などにより、より一層のワークライフバランス向上を図ることで、社員と会社の健全な発展を目指していきます。

## 12. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はございません。

### (2) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                              | 資 本 金      | 議決権比率  | 主 要 な 事 業 内 容 |
|------------------------------------|------------|--------|---------------|
| 日本薬品工業株式会社                         | 160百万円     | 100.0% | 医薬品の製造・販売     |
| 株式会社化合物安全性研究所                      | 250百万円     | 100.0% | 安全性試験の受託等     |
| Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. | 13,500千米ドル | 100.0% | 医薬品の製造        |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### (3) 企業結合の経過

該当事項はございません。

### (4) 企業結合の成果

該当事項はございません。

## 13. 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

医薬品及び臨床検査薬等の製造・販売

医薬品等の安全性試験の受託

健康食品等販売

## 14. 主要な営業所等 (2019年3月31日現在)

### (1) 当社の主要な営業所等

|                     |           |                                                |
|---------------------|-----------|------------------------------------------------|
| 本 社                 | 〒101-0032 | 東京都千代田区岩本町2-2-3                                |
| 札 幌 支 店             | 〒060-0007 | 北海道札幌市中央区北七条西13-9-1<br>塚本ビル7号館7階               |
| 仙 台 支 店             | 〒980-0013 | 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20<br>花京院スクエア18階               |
| 東 京 支 店             | 〒101-0032 | 東京都千代田区岩本町2-2-3                                |
| 関 越 支 店             | 〒331-0812 | 埼玉県さいたま市北区宮原町2-110-12<br>リラ第3ビル2階              |
| 名 古 屋 支 店           | 〒460-0002 | 愛知県名古屋市中区丸の内1-15-20<br>ie丸の内ビルディング5階           |
| 大 阪 支 店             | 〒550-0002 | 大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1<br>江戸堀センタービル15階               |
| 広 島 支 店             | 〒730-0856 | 広島県広島市中区河原町1-26<br>広島県環衛ビル3階                   |
| 福 岡 支 店             | 〒812-0013 | 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-35<br>博多プライムイースト4階           |
| 創 薬 研 究 所           | 〒341-0005 | 埼玉県三郷市彦川戸1-22                                  |
| 物流管理センター/ 東日本物流センター | 〒344-0122 | 埼玉県春日部市下柳588<br>(丸天運送東日本物流センター内)               |
| 西日本物流センター           | 〒651-1516 | 兵庫県神戸市北区赤松台1-2-63<br>(大塚倉庫株式会社西日本ロジスティクスセンター内) |

(注) 医薬事業本部の組織効率化を図るため、2018年10月1日付で横浜支店を東京支店に統合し  
「東京支店横浜営業所」としております。

### (2) 主要な子会社

|                                    |           |                   |
|------------------------------------|-----------|-------------------|
| 日本薬品工業株式会社                         | 〒101-0032 | 東京都千代田区岩本町2-2-3   |
| 株式会社化合物安全性研究所                      | 〒004-0839 | 北海道札幌市清田区真栄363-24 |
| Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd. |           | ベトナム社会主义共和国ビンズン省  |

15. 従業員数 (2019年3月31日現在)

| 事業の種類別セグメント |     | 従業員数         |
|-------------|-----|--------------|
| 医薬品事業       | その他 | 748名 ( 162名) |
| 全社(共通人員)    |     | 62名 ( 27名)   |
| 合計          |     | 36名 ( 4名)    |
|             |     | 846名 ( 193名) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
 2. 従業員数欄の(外書)は、嘱託及び臨時従業員数であります。

16. 主要な借入先 (当社) (2019年3月31日現在)

| 借入先          | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 2,434 百万円 |
| 株式会社あおぞら銀行   | 1,438 百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 1,325 百万円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 1,214 百万円 |
| 株式会社横浜銀行     | 937 百万円   |
| 株式会社きらぼし銀行   | 777 百万円   |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 755 百万円   |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 567 百万円   |
| 株式会社北陸銀行     | 482 百万円   |
| 日本生命保険相互会社   | 386 百万円   |

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 15,400,000株
2. 発行済株式の総数 4,261,420株 (自己株式622,905株を含む)
3. 当期末株主数 4,580名 (前期比94名減)
4. 大株主の状況 (上位10名)

| 株 主 名                                                                       | 持 株 数  | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------------|--------|---------|
| ジャパンソフタルシム株式会社                                                              | 714 千株 | 19.6 %  |
| 豊島葉品株式会社                                                                    | 242 千株 | 6.6 %   |
| 日本生命保険相互会社                                                                  | 144 千株 | 3.9 %   |
| 今村均                                                                         | 126 千株 | 3.4 %   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                                     | 106 千株 | 2.9 %   |
| 山口一城                                                                        | 103 千株 | 2.8 %   |
| 株式会社きらぼし銀行                                                                  | 75 千株  | 2.0 %   |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:<br>FIDELITY SR INTRINSIC<br>OPPORTUNITIES FUND | 75 千株  | 2.0 %   |
| フクダ電子株式会社                                                                   | 73 千株  | 2.0 %   |
| 日本ケミファ従業員持株会                                                                | 66 千株  | 1.8 %   |

(注) 1. 当社は、自己株式622千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### III 会社の新株予約権等に関する事項

事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                        | 第3回新株予約権<br>(2014年8月5日発行)           | 第4回新株予約権<br>(2017年8月1日発行)           |
|------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 発行決議の日                 | 2014年6月27日                          | 2017年6月23日                          |
| 役員の保有状況                | 48個（6名）                             | 52個（6名）                             |
| うち取締役<br>(社外取締役を除く)    | 48個（6名）                             | 52個（6名）                             |
| うち社外取締役                | —                                   | —                                   |
| うち監査役                  | —                                   | —                                   |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 普通株式 4,800株<br>(新株予約権1個につき<br>100株) | 普通株式 5,200株<br>(新株予約権1個につき<br>100株) |
| 新株予約権の払込金額             | 払込みを要しない                            | 払込みを要しない                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個につき<br>519,000円              | 新株予約権1個につき<br>541,400円              |
| 新株予約権の行使期間             | 2017年8月6日から<br>2020年8月5日まで          | 2020年8月2日から<br>2023年8月1日まで          |
| 新株予約権の行使の条件            | (注)                                 | (注)                                 |

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）が当社の役員又は従業員の地位（以下「権利行使資格」）を喪失した場合（但し、新株予約権者が任期満了又は定年により権利行使資格を喪失した場合を除く。）は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結している新株予約権割当契約に定めるところによります。

## IV 会社役員に関する事項

### 1. 取締役、監査役及び執行役員の状況（2019年3月31日現在）

| 地 位                 | 氏 名                     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                      |
|---------------------|-------------------------|----------------------------------------------|
| 代表取締役社長<br>代表執行役員社長 | やま ぐち かず しろ<br>山 □ 一 城  | ジャパンソファルシム株式会社代表取締役                          |
| 取締役<br>専務執行役員       | くつわ だ まさ のり<br>轡 田 雅 則  | 経営全般補佐<br>リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当  |
| 取締役<br>常務執行役員       | こ 小 やま つよし<br>小 山 剛     | 特命事項（グループ医薬営業担当）<br>購買・物流センター・臨床検査薬事業部担当     |
| 取締役<br>常務執行役員       | やま かわ とみ お<br>山 川 富 雄   | 開発企画部担当兼創薬研究所長                               |
| 取締役<br>執行役員         | やす もと まさ ひで<br>安 本 昌 秀  | 管理部・情報システム部・広報室担当兼経営企画部長<br>株式会社化合物安全性研究所取締役 |
| 取締役<br>執行役員         | はたけ だ やま やすし<br>畑 田 正 康 | G E開発部担当兼医薬事業本部長<br>ジャパンソファルシム株式会社取締役        |
| 取締役                 | はたけ やま まさ あき<br>畠 山 正 誠 | 弁護士                                          |
| 取締役                 | はら だ ゆう じ<br>原 田 裕 司    | アルヒ株式会社常勤社外監査役                               |
| 常勤監査役               | もり はる き<br>森 治 樹        |                                              |
| 監査役                 | たか はし つよし<br>高 橋 剛      | 弁護士                                          |
| 監査役                 | しん どう なお しげ<br>進 藤 直 滋  | 公認会計士<br>パーソルホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）        |
| 上席執行役員              | なか じま しん じ<br>中 島 慎 司   | 営業管理センター担当兼管理部長                              |
| 執行役員                | きん めい しん ご<br>金 明 信 吾   | 医薬事業本部付                                      |
| 執行役員                | なか い とし き<br>仲 井 俊 樹    | メディカルアフェアーズ部担当兼信頼性保証総括部長                     |

- (注) 1. 取締役畠山正誠氏及び原田裕司氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役進藤直滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 取締役畠山正誠氏及び原田裕司氏、並びに監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

5. 2019年4月1日付をもって、前頁記載の取締役、監査役及び執行役員の状況は、次のとおり変更となりました。

| 地 位                  | 氏 名                                       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                        |
|----------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 代表取締役社長<br>代表執行役員社長  | やま<br>山<br>ぐち<br>□<br>かず<br>一<br>しろ<br>城  | ジャパンソファルシム株式会社代表取締役                            |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員 | くつわ<br>巒<br>だ<br>田<br>まさ<br>雅<br>のり<br>則  | 経営全般補佐<br>リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当    |
| 取 締 役                | こ<br>小<br>やま<br>山<br>つよし<br>剛             |                                                |
| 取 締 役<br>常 務 執 行 役 員 | やま<br>山<br>かわ<br>川<br>とみ<br>富<br>お<br>雄   | 開発企画部担当兼創薬研究所長                                 |
| 取 締 役<br>執 行 役 員     | やす<br>安<br>もと<br>本<br>まさ<br>昌<br>ひで<br>秀  | 管理部・情報システム部・広報室担当兼経営企画部長<br>株式会社化合物安全性研究所取締役   |
| 取 締 役<br>執 行 役 員     | はたけ<br>畑<br>だ<br>田<br>やすし<br>康            | 製剤技術開発部・海外技術開発部担当兼医薬事業本部長<br>ジャパンソファルシム株式会社取締役 |
| 取 締 役                | はたけ<br>畠<br>やま<br>山<br>まさ<br>正<br>あき<br>誠 | 弁護士                                            |
| 取 締 役                | はら<br>原<br>だ<br>田<br>ゆう<br>裕<br>じ<br>司    | アルヒ株式会社常勤社外監査役                                 |
| 常 勤 監 査 役            | もり<br>森<br>はる<br>治<br>き<br>樹              |                                                |
| 監 査 役                | たか<br>高<br>はし<br>橋<br>つよし<br>剛            | 弁護士                                            |
| 監 査 役                | しん<br>進<br>どう<br>藤<br>なお<br>直<br>しげ<br>滋  | 公認会計士<br>パーソルホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）          |
| 上 席 執 行 役 員          | なか<br>中<br>じま<br>島<br>しん<br>慎<br>じ<br>司   | 購買・物流センター・営業管理センター担当兼管理部長                      |
| 執 行 役 員              | なか<br>仲<br>い<br>井<br>とし<br>俊<br>き<br>樹    | 臨床検査薬事業部・メディカルアフェアーズ部担当兼信頼性保証総括部長              |
| 執 行 役 員              | はや<br>速<br>みず<br>水<br>こう<br>康<br>き<br>紀   | 開発企画部長                                         |

## 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分  | 支給人数 | 報酬等の額  |
|-----|------|--------|
| 取締役 | 8名   | 155百万円 |
| 監査役 | 3名   | 30百万円  |
| 合計  | 11名  | 185百万円 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（57百万円）は含まれておりません。  
 2. 取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度中に増加した役員退職慰労引当金繰入額21百万円（取締役19百万円、監査役1百万円）を含めております。  
 3. 取締役の報酬等の額は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額1百万円を含めております。  
 4. 取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額27百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
 5. 上記4.とは別枠で、ストック・オプションとして取締役に付与する新株予約権に関する報酬等の限度額は、2017年6月23日開催の第85回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。  
 6. 監査役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第59回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

| 地位  | 氏名   | 兼職その他の状況                     |
|-----|------|------------------------------|
| 取締役 | 畠山正誠 | 該当事項なし                       |
| 取締役 | 原田裕司 | アルヒ株式会社常勤社外監査役               |
| 監査役 | 高橋剛  | 該当事項なし                       |
| 監査役 | 進藤直滋 | パーソルホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） |

- (注) 社外役員が兼職している他の法人と当社の間には特別の関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

| 地 位   | 氏 名  | 取締役会出席状況<br>(出席率) | 監査役会出席状況<br>(出席率) | 取締役会及び監査役会における<br>発言その他の活動状況                                                                                      |
|-------|------|-------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 畠山正誠 | 13回／13回<br>(100%) | —                 | 主として弁護士としての専門的な知見も踏まえて当社の経営全般に対し意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                  |
| 取 締 役 | 原田裕司 | 13回／13回<br>(100%) | —                 | 金融機関やメーカー等における経営及び海外事業に関する豊かな業務経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監 査 役 | 高橋 剛 | 13回／13回<br>(100%) | 17回／17回<br>(100%) | 主として弁護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                      |
| 監 査 役 | 進藤直滋 | 13回／13回<br>(100%) | 17回／17回<br>(100%) | 主として公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                    |

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役畠山正誠氏及び原田裕司氏、並びに社外監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

## (4) 社外役員の報酬等の総額

| 支 給 人 数 | 報酬等の総額 |
|---------|--------|
| 4名      | 22百万円  |

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                           |       |
|-------------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                             | 37百万円 |
| 当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。  
 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額につきまして、同意の判断をいたしました。  
 3. 当社の重要な子会社のうち、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (3) 解任又は不再任の決定の方針

当社都合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断された場合、その事実に基づき監査役会は当該会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすべきかどうかを審議します。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき2006年5月12日開催の取締役会において内部統制基本方針を制定し、その後、社会情勢の変化に鑑み、適宜改正しております。

#### ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- i) 日本ケミファ法令等遵守行動基準を定め、当社の役員・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、法令等遵守担当取締役を委員長とする法令等遵守推進委員会を設置し、同委員会が中心となって当社の役員・使用人の教育等を行う。
- ii) 社長直轄の内部監査部門は、法令等遵守推進委員会と連携の上、法令等遵守の状況を監査する。これらの活動結果は、必要に応じて取締役会に報告されるものとする。

- iii) 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、常勤監査役、法令等遵守担当役員、法令等遵守推進委員会事務局、及び社外監査役、顧問弁護士等の中から法令等遵守推進委員会が定める1人又は複数の者宛てのホットラインである「Nippon Chemiphar Hot Line」を設置・運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保証するとともに、通報者に不利益が無いことを確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
- i) 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を電磁的記録その他各種の記録及び書面文書（以下、「文書」という。）に記録し、保存する。
  - ii) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i) 当社の経営に重大な影響を及ぼす種々のリスクを把握するとともに、リスクに係る管理体制の整備、発現したリスクへの対応等を行うため、リスク管理規程を制定する。
  - ii) リスク管理規程に基づきリスク毎の責任部署を定めたうえ、当社のリスクを総合的に管理するため、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。同委員会は当社のリスク管理について、定期的に取締役会に報告する。
  - iii) コンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクについては、リスク管理委員会の下部組織として設置する法令等遵守推進委員会及び情報セキュリティ委員会が所管する。
  - iv) 内部監査部門は、リスク管理委員会と連携の上、各部署のリスク管理の状況を監査する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i) 取締役会は経営方針及び中長期経営計画を策定し、これに基づき役員・使用人が共有する経営目標を定める。
  - ii) 経営目標達成のために、各執行役員は取締役会により分配された権限に基づく具体的目標と効率的な達成の方法を定める。
  - iii) 執行役員会議は定期的に、各執行役員の目標達成進捗状況をレビューし、改善を促す。
  - iv) 執行役員会議のレビューを受けて取締役会は当初の経営方針及び中長期経営計画あるいは経営目標の妥当性を議論し、職務執行の効率化の観点から、必要がある場合は隨時見直す。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) 子会社に対して、職務執行に係る事項について定期的に報告させるとともに、必要な都度、その報告を求めることができる。
  - ii) リスク管理委員会で、当社及び子会社（以下、「日本ケミファグループ」という。）のリスクを総合的に管理するとともに、子会社毎に担当執行役員を任命し、担当子会社がコンプライアンス及び情報セキュリティに関するリスクも含めたリスク管理体制を構築するよう指導する。
  - iii) 企業集団としての事業活動を行うために必要な基本事項をグループ管理規程に定め、その適切な運用により、子会社取締役の職務の執行の効率性の向上を図る。
  - iv) 子会社に日本ケミファ法令等遵守行動基準を適用し、法令等遵守推進委員会がグループ全体のコンプライアンス・リスクを管理する体制とし、また、「Nippon Chemiphar Hot Line」を子会社の使用人が利用できるように運営する。
  - v) 日本ケミファグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
  - vi) 内部監査部門は、日本ケミファグループにおける内部監査を実施又は統括し、日本ケミファグループの内部統制の有効性と妥当性を確保する。
  - vii) 監査役は、日本ケミファグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適切に行えるよう会計監査人及び内部監査部門と協働して適切な体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 監査役は、内部監査部門の使用者あるいはその業務を行うに適切な部署の使用者を補助者（以下、「補助者」という。）として、監査業務に必要な事項を命令することができる。
  - ii) 補助者は、監査役の監査業務に関する命令に関して、会社の指揮命令を受けないものとする。また、補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。
  - iii) 補助者が、監査役の監査業務に関する命令を受けたときは、専らその指揮命令に従うものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i) 日本ケミファグループの役員・使用人は、法定の事項、日本ケミファグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を監査役会に対してすみやかに報告する。
  - ii) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、監査役会との協議により決定する。
  - iii) 日本ケミファグループは、監査役会へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- i) 日本ケミファグループの財務報告の信頼性を確保するため、全社統制及び業務プロセスにおける文書化など体制整備を進める。
  - ii) 構築した体制を運用し、その評価及び改善を適宜行い、財務報告の重要な事項に誤りが発生するリスクを低減することに努める。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
- i) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとかかわりのある企業、団体とはいかなる関係も持たない旨を日本ケミファ法令等遵守行動基準に定め、日本ケミファグループの役員・使用人全員に周知徹底する。
  - ii) 平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士などと緊密に連携を取り、組織全体としてすみやかに対処する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

### ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

法令等遵守推進委員会を定期的に開催し、内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の利用状況の報告や法令等遵守行動基準に関連する事項の検討、社内規程整備状況の確認、教育啓発活動等を実施しており、これらの実施状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。同委員会には社長室内部監査課がオブザーバーとして参加しており、両組織の連携によりコンプライアンスの実効性が確保されています。

また、独立社外取締役2名及び独立社外監査役2名が連携し、主に取締役会における発言が積極的に行なわれる機会を設けることで、監督・監査機能を強化しています。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に基づき、株主総会や取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書、会計書類その他取締役の職務の執行に係る文書は、その種類ごとに定められた保存期間、適切に保存・管理されており、取締役及び監査役は常時閲覧できます。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき定期的に開催するリスク管理委員会では、各責任部署（子会社を含む）が抽出したリスクについて対応状況のモニタリングを行なうことでリスク低減に努めており、この活動状況は1年に2回、取締役会及び執行役員会議に報告されています。なお、コンプライアンスに関するリスクについては上述のとおり、同委員会の下部組織として設置されている法令等遵守推進委員会が、情報セキュリティに関するリスクについては、同様の位置付けの情報セキュリティ委員会が所管しており、この活動状況も同時に取締役会及び執行役員会議に報告されています。また、この2つの委員会にも社長室内部監査課はオブザーバーとして参加しており、リスク管理の実効性確保に寄与しています。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

36頁に記載の「3つのミッションプラス1」を経営方針とし、この経営方針を具体化する方策として、取締役会は3ヶ年の中期経営計画を策定しています。各執行役員は同計画遂行に向けて1年ごとに担当部門の事業計画を作成し、執行役員会議でその進捗状況が適宜レビューされています。このレビューを総括することにより現中期経営計画は毎年ロールオーバーされる仕組みとなっています。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づいて四半期ごとに関係会社代表者会議が開催され、当社グループ間取引も含めた子会社の事業運営に関する重要な事項について適宜情報交換や協議が行われています。

当社監査役は、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通や情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社へ赴き事業及び財産の状況を調査しています。

また、子会社は当社リスク管理委員会及びその下部委員会、当社の担当執行役員、社長室内部監査課による複合的な統制によってその業務の適正が確保される体制となっています。なお、子会社の使用人が「Nippon Chemiphar Hot Line」を利用できる旨周知徹底されています。

⑥ 監査役がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する監査役付という職制を設け、補助業務については会社ではなく監査役の指揮命令に服すること、監査役付の人事異動等については監査役の意見を尊重することにつき、監査役会規則に則った運用がなされています。

⑦ 当社及び子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会や執行役員会議等の重要な会議（重要な子会社の取締役会を含みます。）に出席し、取締役、主要な部門長、子会社の取締役等から業務の執行状況を聴取するほか、それらの者は監査役に対し、適宜業務執行状況を報告しています。

常勤監査役及び社外監査役の1人（弁護士）は、当社内部通報制度である「Nippon Chemiphar Hot Line」の通報先に指定されており、企業活動全般における不正や懸念事項について直接通報を受ける体制が構築されています。この場合、通報者が通報したことにより不利益を受けることがないことを内部通報規程が保障しています。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役監査基準に従い、監査の実効性を確保するために監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用については予算を計上しており、計上された予算執行は原則的に拒絶されません。緊急又は臨時に拠出した費用につきましては、法令に則って会社が前払い又は償還をしています。なお、監査役は監査費用の支出にあたってその効率性及び適正性に留意しています。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を実施しています。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
全社統制及び業務プロセスにおける文書化については、社長室内部監査課が年間計画に基づいて整備・運用状況の評価を実施し、その状況は定期的に、取締役会及び監査役会で報告されています。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況  
反社会的勢力とはいかなる関係も持っていない。また、加盟する公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会と連絡を密にすることにより、関係情報収集に努めています。

## 6. 当社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事实上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は①新薬メーカーならではの高品質なジェネリック医薬品開発力、安定供給（製造・販売）体制及び情報提供体制、②ウラリットを核にした高尿酸血症領域での専門知識、経験及びノウハウ、③開発コストの低減と開発スピードの向上を企図し探索機能に特化したベンチャー型創薬研究体制、及び④創業後70年近くをかけて培った医療関係者からの信頼です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

### ① 中期経営計画による取組み

当社は、近年ますますスピードが増している経済環境や制度の変化にタイムリーに対応すべく、2015年度より期間3ヶ年の中期経営計画を毎年ロールオーバーしております。この中期経営計画においては、当社が従前取り組んで参りました3つのミッション、①ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、②ウラリットを核として高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指すこと、③自社開発創薬による業容拡大への更なる取り組みを継続・強化とともに、④これらの取組みの成果をベースに海外に展開することを掲げております。

まず、ジェネリック医薬品事業につきましては、オーソライズドジェネリックの台頭および市場成長の鈍化による競争激化に加え、目まぐるしく変化する制度環境に対応し、市場におけるプレゼンスを維持するためには、「量」よりも「質」を追求し、開発、製造、販売にわたるサプライチェーン全体を強化することが不可欠であると考えております。このような方針のもと、知財部門を含む開発体制の強化や、日本薬品工業株式会社つくば工場の最新鋭製造棟や昨年秋に商業生産を開始したNC-VN社ベトナム工場の活用による生産体制強化など、今後ともジェネリック医薬品の更なる高品質化、同事業の更なる効率化を推進してまいります。また、営業面では、これまで同様にDPC病院を中心とした処方元への営業活動を引き続き強化していくこととともに、新規取引販路の拡大に努めてまいります。

次に、高尿酸血症領域での取組みに関しましては、尿アルカリ化剤による慢性腎臓病進展抑制等の臨床研究を支援し、これを販売実績の拡大に結び付けるべく取り組んでまいります。また、高尿酸血症治療薬「NC-2500」はフェーズI試験を終了、新規の尿酸降下薬として開発を行っている「NC-2700」についても非臨床試験を終了しており、それぞれの導出活動を加速化してまいります。

創薬につきましては、公的資金を活用し開発を進めた神経障害性疼痛治療薬候補「NC-2600」はフェーズIが終了し、前述の「NC-2500」や「NC-2700」と合わせて早期導出に向けた活動を推進してまいります。抗うつ・抗不安薬「NC-2800」については、非臨床試験が終了し、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）による医療研究開発革新基盤創成事業（CiCLE）の採択を受け、フェーズI試験準備と導出活動を並行して進めてまいります。これらに加えてAI創薬ベンチャーである株式会社MOLCUREとの業務提携を通じAI新技術も活用し、研究開発体制の強化・効率化を進めながら、今後も自社創薬への投資を継続してまいります。更に、本年2月に製造販売を承継した経口腸管洗浄剤新薬「ピコプレップ配合内用剤」を新たな看板商品として育成してまいります。

以上の成果を踏まえ、将来にわたる当社グループの持続的成長のために、ASEAN、中国を中心とする海外の事業基盤の強化にも取り組んでまいります。

## ② コーポレート・ガバナンスの強化

また、当社は、企業価値・株主共同の利益を維持・拡大させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを強化・充実し、また、株主の皆様、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めるとともに公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。

その具体化の一端として、当社は、経営機能を「意思決定機能・監督機能」と「業務執行機能」とに分離し、前者を独立性の高い社外取締役2名を含む取締役（会）に、後者を執行役員（会議）に権限委譲する執行役員制度を導入するとともに、監査役会設置会社として独立性の高い社外監査役2名を含む監査役の監査により経営の透明性・公正性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。

社外取締役及び社外監査役は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の恐れのない独立役員です。当社は、いずれの社外役員についても東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しております。

また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じて内部管理体制の強化にも努めています。具体的には、内部統制に関する基本方針や法令等の遵守のための行動基準などに基づいた健全な企業活動を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

これらの取組みにより株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係をより一層強固なものにし、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

## （3）基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2016年6月29日開催の第84回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対抗策（買収防衛策）について、2007年に導入した内容、並びに2010年及び2013年に改定された内容を一部再改定して更新することを上程し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、再改定後のプランを「現行プラン」といいます。）。現行プランの内容の概要は次のとおりであります。なお、現行プランの内容の詳細は当社ホームページ（<http://www.chemiphar.co.jp/ir/d2sqce0000000wjp-att/d2sqce0000004719.pdf>）に掲載しております。

## ① 目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。現行プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、もしくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

## ② 現行プランの概要

### i) 現行プランに係る手続の設定

現行プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

### ii) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が現行プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

### iii) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

現行プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、現行プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（以下かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができます。

iv) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

現行プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

v) 情報開示

上記 i )ないし iv)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

③ 現行プランの有効期間、廃止

現行プランの有効期間は、第84回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、 i )当社の株主総会において第84回定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、 ii )当社取締役会において現行プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、現行プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、現行プランが発動され新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得の手続を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。）。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

将来にわたる当社グループの持続的成長のため3つのミッションプラス1を中心とした各種取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

現行プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、現行プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合に現行プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができるとしているなど株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

#### (ご参考)

現行プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとなっていることから、当社は、2019年5月13日開催の当社取締役会において、現行プランを、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件として更新することを決定しております。更新後のプランの内容については、12頁から28頁（「第4号議案 買収防衛策更新の件」「2. 提案の内容（本プランの内容）」）をご参照ください。

## 連結貸借対照表

(単位:百万円)

| 科 目             | 当 期<br>(2019年<br>3月31日) | (ご参考)<br>前 期<br>(2018年<br>3月31日) | 科 目            | 当 期<br>(2019年<br>3月31日) | (ご参考)<br>前 期<br>(2018年<br>3月31日) |
|-----------------|-------------------------|----------------------------------|----------------|-------------------------|----------------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                         |                                  | <b>負債の部</b>    |                         |                                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>28,668</b>           | <b>27,771</b>                    | <b>流動負債</b>    | <b>13,825</b>           | <b>14,914</b>                    |
| 現金及び預金          | 9,333                   | 7,969                            | 支払手形及び買掛金      | 1,926                   | 1,765                            |
| 受取手形及び売掛金       | 7,963                   | 8,438                            | 電子記録債務         | 5,048                   | 5,709                            |
| 電子記録債権          | 4,795                   | 5,101                            | 短期借入金          | 432                     | 476                              |
| 商品及び製品          | 4,351                   | 4,164                            | 1年内返済予定の長期借入金  | 2,495                   | 2,455                            |
| 仕掛品             | 893                     | 783                              | リース債務          | 104                     | 113                              |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,125                   | 1,198                            | 未払金            | 43                      | 189                              |
| その他の            | 205                     | 116                              | 未払法人税等         | 213                     | 276                              |
| <b>固定資産</b>     | <b>18,256</b>           | <b>18,925</b>                    | 未払消費税等         | 195                     | 201                              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,790</b>           | <b>14,549</b>                    | 未払費用           | 2,540                   | 2,752                            |
| 建物及び構築物         | 5,804                   | 6,241                            | 預り金            | 175                     | 159                              |
| 機械装置及び運搬具       | 2,247                   | 2,487                            | 返品調整引当金        | 2                       | 3                                |
| 工具、器具及び備品       | 391                     | 376                              | 販売促進引当金        | 450                     | 401                              |
| 土地              | 5,064                   | 5,064                            | その他の           | 197                     | 409                              |
| リース資産           | 264                     | 274                              | <b>固定負債</b>    | <b>15,237</b>           | <b>14,296</b>                    |
| 建設仮勘定           | 17                      | 105                              | 社債             | 200                     | 200                              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>375</b>              | <b>251</b>                       | 長期借入金          | 12,158                  | 11,546                           |
| 特許権             | 30                      | 34                               | リース債務          | 236                     | 221                              |
| 販売権             | 117                     | —                                | 役員退職慰労引当金      | 467                     | 443                              |
| リース資産           | 36                      | 9                                | 退職給付に係る負債      | 636                     | 758                              |
| ソフトウエア          | 173                     | 187                              | 再評価に係る繰延税金負債   | 1,115                   | 1,115                            |
| 電話加入権           | 18                      | 20                               | その他の           | 422                     | 9                                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,089</b>            | <b>4,124</b>                     | <b>負債合計</b>    | <b>29,063</b>           | <b>29,210</b>                    |
| 投資有価証券          | 2,869                   | 2,901                            | <b>純資産の部</b>   |                         |                                  |
| 長期貸付金           | 2                       | 3                                | 株主資本           | 14,535                  | 14,019                           |
| 長期前払費用          | 364                     | 337                              | 資本剰余金          | 4,304                   | 4,304                            |
| 敷金及び保証金         | 100                     | 94                               | 利益剰余金          | 1,303                   | 1,303                            |
| 繰延税金資産          | 408                     | 457                              | 自己株式△          | 12,113                  | 11,596                           |
| その他の            | 407                     | 391                              | △              | 3,187                   | △ 3,185                          |
| 貸倒引当金           | △ 63                    | △ 61                             | その他の包括利益累計額    | 3,308                   | 3,454                            |
| <b>繰延資産</b>     | <b>1</b>                | <b>1</b>                         | その他有価証券評価差額金   | 1,079                   | 1,150                            |
| 社債発行費           | 1                       | 1                                | 土地再評価差額金       | 2,513                   | 2,513                            |
| <b>資産合計</b>     | <b>46,926</b>           | <b>46,698</b>                    | 為替換算調整勘定△      | 70                      | 45                               |
|                 |                         |                                  | 退職給付に係る調整累計額△  | 213                     | △ 254                            |
|                 |                         |                                  | 新株予約権          | 19                      | 13                               |
|                 |                         |                                  | <b>純資産合計</b>   | <b>17,863</b>           | <b>17,487</b>                    |
|                 |                         |                                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>46,926</b>           | <b>46,698</b>                    |

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                           | 当 期<br>自 2018年 4月 1日<br>至 2019年 3月 31日 | (ご参考)<br>前 期<br>自 2017年 4月 1日<br>至 2018年 3月 31日 |
|-------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 売 上 高                         | 34,182                                 | 35,331                                          |
| 売 上 原 価                       | 19,655                                 | 19,535                                          |
| 売 上 総 利 益                     | 14,526                                 | 15,795                                          |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 13,063                                 | 13,947                                          |
| 営 業 利 益                       | 1,464                                  | 1,848                                           |
| 営 業 外 収 益                     |                                        |                                                 |
| 受 取 利 息                       | 0                                      | 1                                               |
| 受 取 配 当 金                     | 51                                     | 49                                              |
| 固 定 資 産 貸 料                   | 6                                      | 6                                               |
| 持 分 法 に よ る 投 資 利 益           | 21                                     | 13                                              |
| 為 替 差 益                       | 77                                     | —                                               |
| 受 取 補 償 金                     | —                                      | 23                                              |
| 保 険 配 当 金                     | 14                                     | 16                                              |
| 受 取 設 備 負 担 金                 | 26                                     | 0                                               |
| そ の 他                         | 25                                     | 21                                              |
| 営 業 外 収 益 合 計                 | 225                                    | 132                                             |
| 営 業 外 費 用                     |                                        |                                                 |
| 支 払 利 息                       | 129                                    | 133                                             |
| 為 替 差 損                       | —                                      | 114                                             |
| 支 払 手 数 料                     | 31                                     | 13                                              |
| そ の 他                         | 16                                     | 23                                              |
| 営 業 外 費 用 合 計                 | 177                                    | 284                                             |
| 経 常 利 益                       | 1,512                                  | 1,696                                           |
| 特 別 利 益                       |                                        |                                                 |
| 土 地 売 却 益                     | —                                      | 80                                              |
| 特 別 利 益 合 計                   | —                                      | 80                                              |
| 特 別 損 失                       |                                        |                                                 |
| 減 損 損 失                       | 18                                     | —                                               |
| 契 約 解 約 損                     | 40                                     | —                                               |
| 特 別 損 失 合 計                   | 58                                     | —                                               |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         | 1,454                                  | 1,777                                           |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 510                                    | 649                                             |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 62                                     | △ 32                                            |
| 法 人 税 等 合 計                   | 572                                    | 616                                             |
| 当 期 純 利 益                     | 881                                    | 1,160                                           |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | 881                                    | 1,160                                           |

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)  
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |       |        |         |     | 株主資本合計 |
|---------------------|-------|-------|--------|---------|-----|--------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式    |     |        |
| 当期首残高               | 4,304 | 1,303 | 11,596 | △ 3,185 |     | 14,019 |
| 当期変動額               |       |       |        |         |     |        |
| 剰余金の配当              | —     | —     | △ 363  | —       |     | △ 363  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —     | —     | 881    | —       |     | 881    |
| 自己株式の取得             | —     | —     | —      | △ 1     | △ 1 |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —     | —     | —      | —       |     | —      |
| 当期変動額合計             | —     | —     | 517    | △ 1     |     | 515    |
| 当期末残高               | 4,304 | 1,303 | 12,113 | △ 3,187 |     | 14,535 |

(単位：百万円)

|                     | その他の包括利益累計額   |          |          |              |               | 新株予約権 | 純資産合計  |
|---------------------|---------------|----------|----------|--------------|---------------|-------|--------|
|                     | その他の有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |        |
| 当期首残高               | 1,150         | 2,513    | 45       | △ 254        | 3,454         | 13    | 17,487 |
| 当期変動額               |               |          |          |              |               |       |        |
| 剰余金の配当              | —             | —        | —        | —            | —             | —     | △ 363  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     | —             | —        | —        | —            | —             | —     | 881    |
| 自己株式の取得             | —             | —        | —        | —            | —             | —     | △ 1    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △ 71          | —        | △ 115    | 40           | △ 145         | 5     | △ 140  |
| 当期変動額合計             | △ 71          | —        | △ 115    | 40           | △ 145         | 5     | 375    |
| 当期末残高               | 1,079         | 2,513    | △ 70     | △ 213        | 3,308         | 19    | 17,863 |

## (ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書(要旨)

(単位:百万円)

| 科 目                    | 当 期<br>自 至<br>2018年4月1日<br>2019年3月31日 | 前 期<br>自 至<br>2017年4月1日<br>2018年3月31日 |
|------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー       | 2,196                                 | 3,188                                 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー       | △ 960                                 | △ 1,606                               |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー       | 110                                   | △ 1,741                               |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額(△は減少) | 18                                    | △ 35                                  |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)    | 1,364                                 | △ 194                                 |
| 現金及び現金同等物の期首残高         | 7,890                                 | 8,084                                 |
| 現金及び現金同等物の期末残高         | 9,254                                 | 7,890                                 |

# 貸 借 対 照 表

(単位:百万円)

| 科 目                     | 当 期<br>(2019年<br>3月31日) | (ご参考)<br>前 期<br>(2018年<br>3月31日) | 科 目                     | 当 期<br>(2019年<br>3月31日) | (ご参考)<br>前 期<br>(2018年<br>3月31日) |
|-------------------------|-------------------------|----------------------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------------|
| <b>資 産 の 部</b>          |                         |                                  | <b>負 債 の 部</b>          |                         |                                  |
| <b>流 動 資 産</b>          | <b>20,123</b>           | <b>20,686</b>                    | <b>流 動 負 債</b>          | <b>12,191</b>           | <b>13,876</b>                    |
| 現 金 及 び 預 金             | 5,236                   | 4,883                            | 支 払 手 形                 | 43                      | 47                               |
| 受 取 手 形                 | 174                     | 207                              | 電 子 記 録 債 務             | 5,040                   | 6,333                            |
| 電 子 記 録 債 権             | 4,535                   | 4,908                            | 買 掛 金                   | 1,953                   | 1,567                            |
| 売 売 金                   | 6,042                   | 6,824                            | 短 期 借 入 金               | 192                     | 236                              |
| 商 品 及 び 製 品             | 3,570                   | 3,464                            | 1年内返済予定の長期借入金           | 2,121                   | 2,285                            |
| 仕 備 品                   | 33                      | —                                | リ 一 ス 債 務               | 75                      | 65                               |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品         | 69                      | 57                               | 未 払 金                   | 20                      | 124                              |
| 前 払 費 用                 | 102                     | 134                              | 未 払 法 人 税 等             | 123                     | 195                              |
| 未 収 入 金                 | 168                     | 200                              | 未 払 消 費 税 等             | 73                      | 97                               |
| そ の 他                   | 191                     | 6                                | 未 払 費 用                 | 2,065                   | 2,445                            |
| <b>固 定 資 産</b>          | <b>14,215</b>           | <b>14,136</b>                    | 預 り 金                   | 79                      | 69                               |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>      | <b>5,753</b>            | <b>5,817</b>                     | 返 品 調 整 引 当 金           | 1                       | 2                                |
| 建 築 物                   | 718                     | 799                              | 販 売 促 進 引 当 金           | 342                     | 365                              |
| 構 築 物                   | 7                       | 7                                | 設 備 関 係 支 払 手 形         | 54                      | 36                               |
| 機 械 及 び 装 置             | 46                      | 58                               | そ の 他                   | 4                       | 4                                |
| 車両運搬具                   | 0                       | 0                                | <b>固 定 負 債</b>          | <b>10,914</b>           | <b>9,755</b>                     |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品       | 113                     | 95                               | 長 期 借 入 金               | 8,667                   | 7,931                            |
| 土 地                     | 4,708                   | 4,708                            | リ 一 ス 債 務               | 151                     | 129                              |
| リ 一 ス 資 産               | 159                     | 148                              | 退 職 給 付 引 当 金           | 180                     | 212                              |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>      | <b>204</b>              | <b>66</b>                        | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金       | 377                     | 356                              |
| 特 許 権                   | 30                      | 34                               | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 1,115                   | 1,115                            |
| 販 売 権                   | 117                     | —                                | そ の 他                   | 422                     | 9                                |
| ソ フ ト ウ エ ア             | 4                       | 4                                | <b>負 債 合 計</b>          | <b>23,105</b>           | <b>23,632</b>                    |
| リ 一 ス 資 産               | 36                      | 9                                | <b>純 資 産 の 部</b>        |                         |                                  |
| 電 話 加 入 権               | 16                      | 17                               | <b>株 主 資 本</b>          | <b>7,637</b>            | <b>7,523</b>                     |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>  | <b>8,256</b>            | <b>8,253</b>                     | 資 本 金                   | 4,304                   | 4,304                            |
| 投 資 有 価 証 券             | 2,731                   | 2,789                            | 資 本 剰 余 金               | 1,295                   | 1,295                            |
| 関 係 会 社 株 式             | 4,948                   | 4,948                            | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 1,295                   | 1,295                            |
| 長 期 貸 付 金               | 0                       | 0                                | 利 益 剰 余 金               | 5,135                   | 5,019                            |
| 従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金 | 1                       | 2                                | 利 益 準 備 金               | 312                     | 275                              |
| 長 期 前 払 費 用             | 46                      | 22                               | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 4,822                   | 4,743                            |
| 敷 金 及 び 保 証 金           | 94                      | 88                               | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 4,822                   | 4,743                            |
| 繰 延 税 金 資 産             | 88                      | 71                               | 自 己 株 式                 | △ 3,097                 | △ 3,096                          |
| そ の 他                   | 407                     | 391                              | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 3,575                   | 3,653                            |
| 貸 倒 引 当 金               | △ 63                    | △ 61                             | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,062                   | 1,140                            |
| <b>資 产 合 计</b>          | <b>34,338</b>           | <b>34,823</b>                    | 土 地 再 評 価 差 額 金         | 2,513                   | 2,513                            |
|                         |                         |                                  | <b>新 株 予 約 権</b>        | <b>19</b>               | <b>13</b>                        |
|                         |                         |                                  | <b>純 資 産 合 计</b>        | <b>11,232</b>           | <b>11,191</b>                    |
|                         |                         |                                  | <b>負 債 純 資 産 合 计</b>    | <b>34,338</b>           | <b>34,823</b>                    |

## 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目                     | 当 期<br>自 2018年4月1日<br>至 2019年3月31日 | (ご参考)<br>前 期<br>自 2017年4月1日<br>至 2018年3月31日 |
|-------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------|
| 売 上 高                   | 27,256                             | 29,867                                      |
| 売 上 原 価                 | 15,994                             | 17,081                                      |
| 売 上 総 利 益               | 11,262                             | 12,785                                      |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 11,046                             | 12,385                                      |
| 営 業 利 益                 | 215                                | 400                                         |
| 営 業 外 収 益               |                                    |                                             |
| 受 取 利 息                 | 0                                  | 1                                           |
| 受 取 配 当 金               | 381                                | 378                                         |
| 不 動 産 等 賃 貸 料           | 70                                 | 82                                          |
| 保 険 配 当 金               | 14                                 | 16                                          |
| そ の 他                   | 32                                 | 37                                          |
| 営 業 外 収 益 合 計           | 499                                | 516                                         |
| 営 業 外 費 用               |                                    |                                             |
| 支 払 利 息                 | 90                                 | 91                                          |
| 支 払 手 数 料               | 29                                 | 11                                          |
| そ の 他                   | 20                                 | 44                                          |
| 営 業 外 費 用 合 計           | 140                                | 148                                         |
| 経 常 利 益                 | 574                                | 769                                         |
| 特 別 利 益                 |                                    |                                             |
| 土 地 売 却 益               | —                                  | 81                                          |
| 特 別 利 益 合 計             | —                                  | 81                                          |
| 特 別 損 失                 |                                    |                                             |
| 減 損 損 失                 | 18                                 | —                                           |
| 契 約 解 約 損               | 40                                 | —                                           |
| 特 別 損 失 合 計             | 58                                 | —                                           |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 515                                | 850                                         |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 19                                 | 102                                         |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 17                                 | △ 0                                         |
| 法 人 税 等 合 計             | 36                                 | 101                                         |
| 当 期 純 利 益               | 479                                | 748                                         |

## 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から)  
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本  |           |       |           |         |        |
|---------------------|-------|-----------|-------|-----------|---------|--------|
|                     | 資本金   | 資本剰余金     | 利益剰余金 |           | 自己株式    | 株主資本合計 |
|                     |       | その他の資本剰余金 | 利益準備金 | その他の利益剰余金 |         |        |
| 当期首残高               | 4,304 | 1,295     | 275   | 4,743     | △ 3,096 | 7,523  |
| 当期変動額               |       |           |       |           |         |        |
| 剰余金の配当              | —     | —         | 36    | △ 400     | —       | △ 363  |
| 当期純利益               | —     | —         | —     | 479       | —       | 479    |
| 自己株式の取得             | —     | —         | —     | —         | △ 1     | △ 1    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —     | —         | —     | —         | —       | —      |
| 当期変動額合計             | —     | —         | 36    | 79        | △ 1     | 114    |
| 当期末残高               | 4,304 | 1,295     | 312   | 4,822     | △ 3,097 | 7,637  |

(単位：百万円)

|                     | 評価・換算差額等     |         |            | 新株予約権 | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|---------|------------|-------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額 | 評価・換算差額等合計 |       |        |
| 当期首残高               | 1,140        | 2,513   | 3,653      | 13    | 11,191 |
| 当期変動額               |              |         |            |       |        |
| 剰余金の配当              | —            | —       | —          | —     | △ 363  |
| 当期純利益               | —            | —       | —          | —     | 479    |
| 自己株式の取得             | —            | —       | —          | —     | △ 1    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △ 78         | —       | △ 78       | 5     | △ 72   |
| 当期変動額合計             | △ 78         | —       | △ 78       | 5     | 41     |
| 当期末残高               | 1,062        | 2,513   | 3,575      | 19    | 11,232 |

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

日本ケミファ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 平野 洋   
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森田 浩之   
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人監査報告書謄本

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

日本ケミファ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 平 野 洋 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 浩 之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めてました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、社長室内部監査課その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社へ赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

日本ケミファ株式会社 監査役会  
 常勤監査役 森 治樹 印  
 社外監査役 高橋剛印  
 社外監査役 進藤直滋印

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場

神田明神 明神会館

所 在 地

東京都千代田区外神田二丁目16番2号

電 話 03 (3254) 0753

最 寄 駅

J R 中央線・総武線 御茶ノ水駅 (聖橋口) 徒歩5分  
山手線・京浜東北線 秋葉原駅 (電気街口) 徒歩7分

東 京 丸ノ内線 御茶ノ水駅 徒歩5分 銀座線 末広町駅 徒歩5分  
メ ト ロ 千代田線 新御茶ノ水駅 徒歩5分 日比谷線 秋葉原駅 徒歩7分

首 都 圏 新 都市鉄道 つくばエクスプレス 秋葉原駅 (出口A 3)

お 願 い

駐車場はございませんので、お車での来場はご遠慮願います。



UD  
FONT

VEGETABLE  
OIL INK